

高岡市民病院院内保育運営業務委託仕様書

高岡市民病院院内保育運営業務（以下「委託業務」という。）は、本仕様書に基づき実施すること。

- 1 履行場所 高岡市宝町4番1号 高岡市民病院院内保育所 たからキッズ
面積 77.4 m²（乳児室・ほふく室 45.96 m²、トイレ・沐浴室 12.6 m²、調乳室 3.6 m²、職員室ほか 15.2 m²+屋外デッキ）※位置・施設等は別紙図面参照
- 2 保育内容 次の内容を基本とする。
 - (1) 保育日 月曜日～金曜日 ただし、次に掲げる日を除く
ア 12月29日から翌年1月3日
イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 保育時間 7時30分から18時30分
夜間保育 18時30分から25時30分 ※保育日に週1回実施
 - (3) 食 事 委託者が用意する。
 - (4) おやつ 受託者が保育所内で実施する。
- 3 入所児童及び定員
 - (1) 入所対象児童
0歳児～2歳児（満3歳の誕生日の後、最初の年度末まで。以下同じ。）
 - (2) 定員 10人（0歳児3人、1・2歳児7人）
夜間保育は5人（0歳児2人、1・2歳児3人）とする。
なお、定員に空きがある場合は一時保育を4(1)の配置基準の範囲内で受け入れること。
- 4 職員の配置
 - (1) 委託業務に従事する者（以下「従業員」という。）の配置について、保育士は、児童福祉法第45条の規定に基づく児童福祉施設最低基準による配置基準に準拠すること。
 - (2) 受託者は、委託業務開始後、速やかに業務従事者名簿（氏名、年齢、住所、担当業務）、履歴書及び関係の資格証明書の写し等を委託者に提出すること。なお、従業員を変更する場合も同様とする。
- 5 情報公開及び調査等
保護者及病院等から情報公開、調査及び報告等の要請がある場合は、これに応じるも

のとする。

6 運営内容

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等関係法令を遵守すること。
- (2) 児童福祉法に基づく、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」を遵守して、院内保育の運営業務を実施すること
- (3) 受託者は、あらかじめ保育計画を作成し、委託者に提出し、その承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、次の帳簿を備え、記録し、管理すること。
 - ア 保育台帳
 - イ 保育日誌
 - ウ 身体の記録等
 - エ 出欠記録簿
 - オ その他委託者が指定する帳簿
- (5) 受託者は、院内保育室に入所している乳幼児が次のいずれかに該当すると認めるときは、委託者にその旨を通知し、保育の実施について協議するものとする。
 - ア 悪質の疾病を有し、他の乳幼児に悪影響を与える恐れがある場合
 - イ 病弱その他の理由により、保育することが適当でないと認められる場合
 - ウ その他特別な理由により、保育することが適当でないと認められる場合
- (6) 受託者は、食事及びおやつの提供について次の事項を遵守すること。
 - ア 食事は、委託者が用意し受託者が提供すること。おやつは受託者が用意し提供すること。
 - イ 衛生管理、栄養管理及び安全管理に関する法令等を遵守し安全な食事及びおやつの提供を行うこと。
 - ウ アレルギー対応については、アレルゲンの種類について受入児童の保護者から報告を求め把握に努めること。
 - エ 受託者はウにより把握した情報に基づき、食事及びおやつについて、委託者及び保護者等と連携し除去食の提供等適切な対応を行うこと。

7 委託料

委託料については、開園日数・時間等に基づき、実績払いとする。

8 費用の負担区分

- (1) 委託業務の実施に必要な屋内施設及び保育備品類（以下「貸与物品」という。）は、受託者に無償で貸与する。
- (2) 貸与物品の管理については、日常的清掃・保守等は受託者が行い、修繕は委託者が

行う。ただし、受託者の不注意が原因で生じた修繕については受託者の負担で行う。

(3) 次の費用については、委託者の負担とする。

ア 貸与物件の設置、購入及び修繕に要する費用。なお、保育備品類の購入については、委託者と受託者であらかじめ協議するものとする。

イ 委託業務の実施に伴い、使用する貸与物件にかかる電話料金及び電気、ガス、水道等の光熱費

(4) 事務用品及びごみ袋、タオル、トイレトペーパー等の日用品は受託者の負担とする。

(5) おむつ、着替え用衣類等の児童の生活用品費用で、通常保護者が負担すべきものとされる費用については、入所する児童等の保護者の負担とする。

9 入所する児童等の保護者が負担する費用

委託者が別に定める院内保育所に入所する児童等の保護者が負担すべき費用については、受託者が算定のうえ保護者に通知し、委託者が保護者から徴収するものとする。

10 防災

(1) 受託者は、犯罪、事故、災害の防止及び衛生管理に努めるとともに、次の事項を遵守するものとする。

ア 平常時及び非常時の対応策並びに受入児童の事故及び不審者への対応策等に関してマニュアル（火器取締責任者に関する事項を含む。）を定め、それを遵守すること。

イ 委託者の実施する消防防災訓練及びその他の管理運営上必要な事業に参画すること。

(2) 受託者は、万一の事態が発生したときは、直ちに委託者に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。

11 感染症対策

受託者は、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、適切に感染症対策を実施しなければならない。

12 保険

受託者は、保育所施設賠償責任保険及び保育所傷害保険に加入しなければならない。なお、加入する保険の内容等については、委託者と協議するものとする。

13 その他

(1) 受託者は、次の事項を遵守して委託業務を行うこと。

ア 常に業務改善のための研究努力を行うこと。

イ 省資源、省エネルギーに努めること。

(2) 受託者は、本業務の処理の全部又は一部について第三者に委託してはならない。ただし、必要がある場合は、あらかじめ書面により高岡市民病院総務課と協議を行い、承諾を受けるものとする。

(3) 受託者は、関係法令及び関係省庁の指示、指導及び通知に従わなければならない。

(4) 受託者は、委託契約書（本仕様書を含む。）に定めるものの他、委託者の指示に従い、誠実に委託業務を行うこと。